

## 青森県教育委員会第721回定例会会議録

期 日 平成21年2月4日(水)  
場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 議案第1号 県重宝の指定について
- 議案第2号 青森県教育委員会委員の人事について
- その他 職員の懲戒処分の状況について

平成21年2月4日(水)

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後1時50分
- ・出席者の氏名  
川村恒儀、鈴木秀和、福島哲男、島 康子、高橋幸江、(教育長)田村充治
- ・説明のために出席した者の職  
橋本教育次長、細越教育次長、尾崎参事、小林参事、金子参事、長尾参事、山谷参事、外崎参事、教育政策・教職員各課長
- ・会議録署名委員  
鈴木委員、高橋委員
- ・書記  
相坂 譲、白戸克幸

## 会 議

### 議案第 1 号 県重宝の指定について

(事務局説明 外崎参事文化財保護課長)

平成 21 年 1 月 24 日に青森県文化財保護審議会から、県の文化財として指定することが適当であるとの答申があった「大慈寺(松館)山門 1 棟、附 棟札 1 枚」及び「黒塗御寺膳揃一揃 13 点、附 箱 1 合、茶碗 1 点」を県重宝に指定することを提案するものである。

八戸市松館に所在する大慈寺の山門は文政 10 年、1827 年に建立されたもので、三間一戸の鐘楼門で、三間というのは正面から見ると柱が 4 本立っており、通常、尺貫法では 1 間 180 cm となるが、この場合は、柱と柱の間が 3 間あるということである。それから、鐘楼門形式というのは、鐘つき堂が門についているというものである。芝棟を備えた茅葺寄棟屋根の木造二階建となっており、上層に鐘楼があり擬宝珠付きの親柱が立つ高欄を巡らす組物や工法に和様と禅宗様を組み合わせた特徴を持っている。この山門は、建立当時の特色をよく残していることや、建立時期や大工の棟梁などが記載されている棟札も残されていることから貴重な文化財である。

次に「黒塗御寺膳揃 附 箱、茶碗」であるが、この黒塗御寺膳はむつ市の川島家が所有している漆器で、文久 3 年、1863 年に購入後、150 年以上経過した現在においても漆器の変形も見られず質的にも非常に優れている。今日では、このような御寺膳の製作者がいらないことから、歴史的にみても貴重な文化財である。

さらに、この附の箱には箱書きがあり、購入時期や購入場所等が記載されており、黒塗膳の文化財としての価値を裏付ける重要な物である。

これら 2 件は文化財として高く評価できるものであり、県重宝に指定し、保護すべきものであると考えている。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

(高橋委員)

私は文化財の家に住んでいながら、いろいろわからないことも多いが、この指定で県全体の指定件数はいくつになるのか。また、文化財の指定は市町村の文化課の方が申請すると思うが、建物は大体見当がつくとしても、こういう工芸品などは箱書きなどで由来がきちり確認できないと申請できないものなのか。

(外崎参事文化財保護課長)

県重宝の件数について、今回 2 件追加となるため、142 件から 144 件となる。結果、県指定の文化財の件数は、260 件から 262 件となる。

次に、箱書きがない工芸品について、箱書きがなくても言い伝えなどで貴重だとなれば市町村からの申請がある。これを県文化財保護審議会委員が現地調査を行い、箱書きがあれば良いが、ない場合は類似の文化財などと比較しながら判断し、おおよそ

の時代を決定していくという形になる。

(高橋委員)

この「<sup>つけたり</sup>附」<sup>つけたり</sup>というのか、この意味は何か。

(外崎参事文化財保護課長)

「<sup>つけたり</sup>附」であるが、本体の漆器などの製作時期や由来が、箱書きや名札に書かれていて、建立の年号などが正確にわかるということで、本体と離してしまうと文化財として意味をなさないもの、一緒になることによって本体の価値をさらに高めることができるものが「<sup>つけたり</sup>附」である。

(川村委員長)

ほかに質問、意見はあるか。

なければ、議案第1号は、原案どおり決定してよいか。

(全議員)

異議なし。

(川村委員長)

それでは、議案第1号は、原案どおり決定する。

議案第2号 青森県教育委員会委員の人事について  
(非公開の会議につき記録別途)

その他 職員の懲戒処分の状況について

(事務局説明 白石教職員課長)

県教育委員会が1月に行った職員に対する懲戒処分の状況を報告する。

1月中に懲戒処分を行った事案は5件である。

事案1から4までは最高速度を超える速度で自動車を運転し、警察に検挙されたもの、そして事案5は自動車を運転中に人身事故を起こしたものであり、いずれも戒告の懲戒処分とした。

今後とも、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、様々な機会を通じて周知徹底を図って参りたい。

(川村委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、ただ今の説明については、了解した。